

「首都防災ウィーク実行委員会」規約

(名称)

第1条 本会は、「首都防災ウィーク実行委員会」（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、本年（2013年）9月1日が関東大震災90周年に当たることから、過去の大震災の体験を学び、伝え、迫りくる次の大震災の被害を軽減するために、「首都防災ウィーク」を開催することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 首都防災ウィークにおける各種事業
- (2) 事業実施に際する各共催団体等との調整
- (3) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(本会の構成)

第4条 本会は、別表に掲げる共催団体で構成する。

(幹事及び幹事会)

第5条 各共催団体の代表又は実務担当者をもって幹事とする。

- 2 幹事及び次条に述べる代表をもって幹事会を構成し、本会の運営にあたる。

(代表)

第6条 広く有識者の中から、本会の趣旨に最もふさわしい方をもって本会の代表とする。

(副代表幹事、事務局長、会計、監事)

第7条 幹事の互選により副代表幹事、事務局長、会計、監事を選任する。

- 2 副代表幹事は代表を補佐し、代表に事故あるときは代表を代理する。
- 3 事務局長は本会の庶務を処理する。
- 4 会計は本会の会計を処理する。
- 5 監事は、庶務及び会計を監査し、本会に報告する。

(報酬)

第7条 本会の役員は無報酬とする。

(会議)

第8条 本会の会議は代表が招集する。

- 2 議案は構成団体の総意に基づいて決定する。
- 3 議決を要する場合には、出席した幹事の過半数をもって決定し、可否同数の場合は議長が決する。
- 4 緊急の場合には、代表は副代表幹事と協議して事務を処理することができる。
この場合、代表は当該事項の処理について、次回の会議で報告するものとする。

(事務所)

第9条 本会の事務所を東京都墨田区東駒形1-5-9 岡本建築設計事務所内に置く。

附 則

この規約は、2013年（平成25年）4月1日から施行する。

(別表1) 首都防災ウィーク実行委員会構成団体(共催団体)

公益財団法人東京都慰霊協会
公益社団法人全国市有物件災害共済会
公益財団法人日本棋院
特定非営利活動法人東京いのちのポータルサイト
すみだ防災フォーラム実行委員会
日本棋院墨田支部
特定非営利活動法人暮らしと耐震協議会

(別表2) 幹事・役員名簿

中林一樹<代表> 明治大学特任教授
住吉泰男<副代表幹事> 公益財団法人東京都慰霊協会常務理事
瀧澤一郎<副代表幹事> 特定非営利活動法人東京いのちのポータルサイト理事長
浮揚庸夫<副代表幹事> 公益社団法人全国市有物件災害共済会常務理事
木谷正道<事務局長> 特定非営利活動法人暮らしと耐震協議会理事長
岡本 博<会計> すみだ防災フォーラム実行委員会事務局
一宮正人<監事> 公益財団法人日本棋院普及事業部部長
上田紘士<監事> 日本棋院墨田支部幹事長